

をして自動車を運転する行為、同法第 6 6 条の 2 第 1 項に規定する過労運転及び同法第 7 5 条第 1 項第 7 号に掲げる行為の防止その他安全な運行の確保に留意して、運行に関する計画を作成するものとする。

（6）交替するための運転者の配置

施行規則第 5 1 条の 2 0 の定めにより、運送者は、特定事務所にあっては、運転者が長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であって、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置するものとする。

（7）異常気象時等における措置

施行規則第 5 1 条の 2 1 の定めにより、運送者は、特定事務所にあっては異常な気象、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講ずるものとする。

（8）安全な運行のための確認等及び業務記録の実施

① 施行規則第 5 1 条の 2 2 第 1 項及び第 2 項に定める、運送者が乗務しようとする運転者及び乗務を終了した運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。地域公共交通会議等において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法により、必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。

なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、上記によらず、当該協力事業者が輸送の安全の確保の観点で適当と認めた方法により確実に実施されるよう適切な措置を講ずることにより実施することができるものとする。

② 施行規則第 5 1 条の 2 2 第 1 項及び第 2 項に定める、運送者が運行の業務に従事しようとする運転者等及び乗務を終了した運転者に対して行う確認、指示の記録は、参考様式第八号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。運行委託を行っている運送者にあっては、受託者において確実に実施されるよう適切な措置を講ずるものとする。

③ 施行規則第 5 1 条の 2 2 第 3 項に定める「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用するものとする。

④ 施行規則第 5 1 条の 2 2 第 4 項に定める運転者等が運行の業務に従事した場合の業務記録は、参考様式第二号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。運行委託を行っている運送者にあっては、受託者において確実に実施されるよう適切な措置を講ずるものとする。

4. 運行管理、整備管理の体制

- ・ 自家用有償旅客運送を行う場合には、運行管理の体制や整備管理の体制を整備することとなります。

○運行管理の体制について

- ・ 運行管理の責任者を選任することが必要となります。
- ・ 次のいずれかの場合には、事務所ごとに、以下に掲げる a.~ c. のうち、いずれかの要件を満たす運行管理の責任者を選任します。
乗車定員11人以上の自動車(1台以上)の運行管理を行う事務所である場合
乗車定員11人未満の自動車(5台以上)の運行管理を行う事務所である場合
 - a. 運行管理者資格者証の交付を受けている者
 - b. 運行管理者試験の受験資格を有する者(旅客自動車運送事業運輸規則48条の12)
※運行管理者基礎講習を受講した者等
 - c. 安全運転管理者の要件を備える者(道路交通法施行規則9条の9第1項)
- ・ 運行管理の責任者は、20台ごとに1人選任する必要があります。(運行管理者の資格を有する者を選任する場合は40台ごと)
- ・ 事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合は、当該協力事業者の運行管理者を運行管理の責任者として選任する必要があります。

○安全な運転のための確認について

- ・ 運行管理の責任者は、乗務しようとする運転者に対して、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行った旨及び指示の内容を記録します。

【参考】安全な運転のための確認の方法について

- ・ 運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努めます。一方で、地域公共交通会議や運営協議会において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法によることが可能です。
- ・ 対面での確認が困難であると認められた場合の方法は、遠隔地で確認を行うこととなりますが、その場合、IT機器を活用したテレビ電話等で、映像・音声・データ等により可能な限り対面に近い精度で確認が可能な方法で、運転者の疾病、疲労、飲酒の状況について確認を行うことが望ましいと考えられます。

